

特定技能制度 分野横断まとめ



【目次】

- 1. 特定技能制度の見込み数の変更
 - 2. 産業分野の追加
 - 3.技能実習からの移行
 - 4. 受入れ要件 まとめ

1. 特定技能制度の見込み数の変更



特定技能制度の受入れ見込数の再設定(令和6年3月29日閣議決定)



受入れ見込数の再設定

- 特定技能制度の運用に関する基本方針(閣議決定)において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう 5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針(閣議決定)において、分野ごとの受入れ見込数を記載。
- 制度開始時に設定した、令和元年度から5年間の受入れ見込数の期限が、<u>令和5年度末に到来</u>。
- 令和6年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、<u>令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定(関係閣僚</u> 会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更)。

受入れ見込数の算出方法

○ 各分野において、5年後(令和10年度)の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

新たな受入見込み数

受入れ見込数=5年後の人手不足数-(生産性向上+国内人材確保)

令和6年4月からの受入れ見込数等

(人)

	介護	ビルクリ ーニング	工業製品 製造業	建設	造船• 舶用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	自動車 運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現 在:速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	51,095	13,312					208,425
制度開始時の 受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	2,000	34,000	53,000					345,150
令和5年度末まで の受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から 5年間の受入れ見 込数 (※2)		37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

- ※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直した受入れ見込数。
- ※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記(基本方針に追記)。

省庁	分野名	受入れ 見込み数		受入れ 見込み数		人手不足数	生産性向上	国内人材 確保
厚労省	介護	50,900		135,000		227,000	47,000	45,000
7,730	ビルクリーニング	20,000		37,000		98,000	36,000	25,000
経産省	工業製品製造業	49,750		173,300		424,300	157,900	93,100
	建設	34,000		80,000		240,000	150,000	10,000
	造船・舶用工業	11,000		36,000		64,000	16,000	12,000
	自動車整備	6,500	0.44	10,000	※算出根拠	28,000	11,000	7,000
国土交通省	航空	1,300	今後 →	4,400		14,100	2,100	7,600
	宿泊	11,200		23,000		74,000	24,000	27,000
	自動車運送業			24,500		288,000	143,000	121,000
	鉄道			3,800		18,400	1,300	13,200
	農業	36,500		78,000		328,000	250,000	0
	漁業	6,300		17,000		61,000	36,000	8,000
農林水産省	飲食料品製造業	87,200		139,000		210,000		
	外食業	30,500		53,000		253,000	157,000	43,000
	林業			1,000		20,000	15,000	4,000
	木材産業			5,000 820,000		57,000	44,000	8,000

根拠資料 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004960.pdf

新たな受入見込み数

算出根拠

2. 産業分野の追加



特定産業分野及び業務区分一覧 【旧制度】





		1. 人手不足状況	2.	人材基準	3. その他重要事項	
	分野	受入れ見込数 (5年間最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接
序力目	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	素形材・産業機 械・電気電子情報 関連製造業		製造分野特定技能1号評 価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は日本語能力試験	機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理〔3業務区分〕	直接
	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 (3業務区分)	直接
	造船・舶用工業		造船・舶用工業分野特 定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は日本語能力試験	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て 〔6業務区分〕	直接
国交省	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技 能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験 (航空分野:空港グラ ンドハンドリング、航 空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は日本語能力試験	・・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テス ト又は日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産 農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接派遣
農水省	漁業	6,300人	漁業技能測定試験 (漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)	直接派遣
	飲食料品製造業	87,200人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テス ト又は日本語能力試験	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技 能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接

特定産業分野及び業務区分一覧 【新制度】



		1. 人手不足状況	2		3. その他重要事項	
	分野	受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務 (レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技 能 1 号評価試験		・建築物内部の清掃 (1業務区分)	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	 製造分野特定技能 1 号評価試 験 		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製	直接
	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日	〔10業務区分〕 ・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・舶用工業	36,000人	造船・舶用工業分野特定技能 1号試験等		・造船 ・舶用機械 ・舶用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号 評価試験等	• <u>能</u>	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
国交省	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試 験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	35111115-02413	本語能刀試験(N4以上) - 「人又連転者」 - 「人」		直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能 1 号評価試験等	※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲	直接派遣
農水省	飲食料品製造業	139,000人		国際交流基金日本語基礎テスト又は日	(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕 ・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能 1 号技能測定 試験	本語能力試験(N4以上)	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 7 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接

3.技能実習からの移行



1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)		
	施設園芸			
耕種農業	畑作野菜	, 農業(耕種農業全般)		
	果樹	浸来(枡性浸来土放 <i>)</i> 		
	養豚			
畜産農業	養鶏	, 農業(畜産農業全般)		
	酪農	没未(田庄辰未土取 <i>)</i> 		

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
	かつお一本釣り漁業	
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
漁船漁業	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	漁業(漁業)
	かに・えびかご漁業	
	棒受網漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名			分野(業	務区分)	
さく井	パーカッション式さく井工 事					
	ロータリー式さく井工事	-建設	(土木)			
7.26.67.15.0	ダクト板金				建設(ライフライ)	ン・設備)
建築板金	内外装板金	建設	(建築)			- LA 1111)
冷凍空気調和機器施 工	冷凍空気調和機器施工	建設	(ライフライン・設備)			
建具製作	木製建具手加工	建設	(建築)			
建築大工	大工工事	建設	(建築)			
型枠施工	型枠工事	建設	(土木)		建設(建築)	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設	(土木)		建設(建築)	
とび	とび	建設	(土木)	建設(建築)		造船・舶用工業(造船)
Z+++-	石材加工					
石材施工	石張り	建設	(建築)			
タイル張り	タイル張り	建設	(建築)			
かわらぶき	かわらぶき	建設	(建築)			
左官	左官	建設	(建築)			
#7 <i>6/5</i>	建築配管			造船・舶用工 業 (造船)	造船・舶用工 業 (船用機械)	造船・舶用工業(舶用 電気 電子機器)
配管	プラント配管	建設	(ライフライン・設備)	(XE/NI)	(גערויגארנו לעני)	PE J IMILIA
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設	(ライフライン・設備)			
	プラチック系床仕上げ工事					
	カーペット系床上げ工事					
内装仕上げ施工	鋼製下地工事]				
	ボード仕上げ工事	建設	(建築)			
	カーテン工事					
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設	(建築)			
防水施工	シーリング防水工事	建設	(建築)			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設	(土木)		建設(建築)	
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	建設	(土木)			
表装	壁装	建設	(建築)			
	押土・整地					
建設機械施工	積込み	1				
Z OX TAX TAX TAX TAX	掘削	建設	(土木)			
	締固め					
築炉	築炉	建設	(建築)	①-		

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について

4 食品製造関係(11職種19作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
缶詰巻締	缶詰巻締				
食鳥処理加工業	食鳥処理加工				
加熱性水産加工食品製造業	節類製造				
	加熱乾製品製造				
	調味加工品製造				
	くん製品製造				
	塩蔵品製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品 (酒類を除く。)の製造・加工・安全			
	乾製品製造	衛生))			
	発酵食品製造				
	調理加工品製造				
	生食用加工品製造				
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造				
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造				
	牛豚精肉商品製造				
ハム・ソーセージ・ベーコン 製造	バム・ソーセージ・ベーコン製 造				
パン製造	パン製造	飲食料品製造業全般(飲食料品製造業全般(飲食料品製造業全般(飲食料品製造業			
そう菜製造業	そう菜加工	(酒類を除く。)の製造・加工・安全衛生))			
農産物漬物製造業	農産物漬物製造				
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業			



5 繊維衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)				
	前紡工程					
⟨v+v±\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	精紡工程					
紡績運転	巻糸工程					
	合ねん糸工程					
	準備工程					
 織布運転 	製織工程	工業製品製造業(紡織製品製造)				
	仕上工程	上来衣吅衣迫来(利概衣吅衣起)				
染色	糸浸染					
* -	織物・二ット浸染					
ニット製品製造	靴下製造					
一クト安田表連	丸編み二ット製造					
たて編二ット生地製造	たて編二ット生地製造					
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製					
 紳士服製造 	紳士既製服製造	工業製品製造業(縫製)				
下着類製造	下着類製造	上未衣uu衣追来(顺衣)				
寝具製作	寝具製作					
	織じゅうたん製造					
カーペット製造	タフテッドカーペット製造	工業製品製造業(紡織製品製造)				
	ニードルパンチカーペット製造					
帆布製品製造	帆布製品製造					
布はく縫製	ワイシャツ製造	工業製品製造業(縫製)				
座席シート縫製	自動車シート縫製					

職種名	作業名		分野(業務区分)							
25.0	鋳鉄鋳物鋳造									
鋳造	非鉄金属鋳物鋳造	工業製品製造業(機械金属加工)		造船・舶用工業(舶用機械)	3用工業(舶用機械)					
ACT. No.	ハンマ型鍛造									
鍛造	プレス型鍛造									
ゲノナフト	ホットチャンバダイカスト	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(機械金属加工)							
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト									
	普通旋盤									
1441-12-T	フライス盤									
機械加工	数值制御旋盤	工業製品製造業 (機械金属加工)	工業製品製造業 (電気電子機器組立て) ^造	造船・舶用工業(舶用機械)		造船・舶用工業(舶用 電気電 子機器)	<u>鉄道(車両製造)</u>			
	マシニングセンタ				3 (2011)					
金属プレス加工	金属プレス	工業製品製造業(機械金属加工)		造船・舶用工業(舶用 機械)	造船・舶用工業(舶用 電気電子機器)	鉄道(車両製造)				
鉄工	構造物鉄工	工業製品製造業(機械金属加 工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・舶用工業(造 船)	造船・舶用工業(舶用 機械)	鉄道(車両製造)			
工場板金	機械板金	工業製品製造業(機械金属加工)								
	電気めっき									
めっき	溶融亜鉛めっき	工業製品製造業(金属表面処理)								
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	工术农吅农总术(亚周农园及注)								
	治工具仕上げ									
仕上げ	金型仕上げ	 工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気 電子機	造船・舶用工業(舶用 機械) 鉄道(車両製造)					
	機械組立仕上げ	工来表面表起来(城城並周加工)		器組立て)	Z-761 761/13 Z-7 (761/13 1761/W)	The state of the s				
機械検査	機械検査	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)					
機械保全	機械系保全	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器	器組立て)	造船・舶用工業(舶用 機械)	造船・舶用工業(舶用 電気電子機器)			
電子機器組立て	電子機器組立て	工業製品製造業(電気電子機器組	立て)		造船・舶用工業(舶用電気電子	~機器)	鉄道(車両製造)			
	回転電機組立て									
	変圧器組立て									
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て					造船・舶用工業(舶用 電気電				
	開閉制御器具組立て	工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器		子機器)	鉄道(車両製造)			
	回転電機巻線製作									
	プリント配線板設計			1						
プリント配線板製造	プリント配線板製造	工業製品製造業(電気電子機器組建	立て)		造船・舶用工業(舶用電気電子	子機器)				
アルミニウム圧延・押出製品 製	引抜加工									
造	仕上げ									
	全体熱処理									
金属熱処理業	表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)									
	部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)									

職種名	作業名	分野(業務区分)									
家具製作	家具手加工										
CODI	オフセット印刷										
印刷	グラビア印刷	工業製品製造業(印刷 製本)	工業製品製造業(印刷)製本)								
製本	製本										
	圧縮成形										
プラスチック成形	射出成形	工業製品製造業(機械金属加工)			 工業製品製造業(電気電子	幾器組立て)					
	インフレーション成形 ブロー成形				LANG MAINTE C						
強化プラスチック成形	手積み積層成形	造船・舶用工業(舶用機械)		工業製品製造業(機械金属加	L)		工業製品製造業(電気電子機器	組立て)			
	77767	- 大米部口集の作業 (1884年 6 日10 テ)		7.4=0. ())	7.4.=0. (7.4.**)	\#_\$\\\$\$ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \)### (####)				
	建築塗装	工業製品製造業(機械金属加工)		建設(土木)	建設(建築)	造船・舶用工業(造船)	造船・舶用工業(舶用機械)				
塗装	金属塗装	工業製品製造業(機械金属加工)		造船・舶用工業(造船)	造船・舶用工業(舶用 機 械)	鉄道(車両製造)					
<u>华</u> 衣	鋼橋塗装	工業製品製造業(機械金属加工)		建設(土木)	建設(建築)	造船・舶用工業(造船)	造船・舶用工業(舶用機械)				
	噴霧塗装	工業製品製造業(機械金属加工)		造船・舶用工業(造船)	造船・舶用工業(舶用 機械)	鉄道(車両製造)					
溶接	手溶接	工業製品製造業(機械金属加 工)	建設(土木)	建設(建築)	建設(ライフライン・設	造船・舶用工業(造船)	造船·舶用工業(舶用機 械)	鉄道(車両製造)			
/台技	半自動溶接	──	建設 (工水)	建议 (建荣)	備)	に	這加・加州工業(加州機 械)	跃坦(半间表色)			
工業包装	工業包装	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子	幾器組立て)					
	印刷箱打抜き										
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製箱		±\								
	貼箱製造		2 /								
	段ボール箱製造										
	機械ろくろ成形										
陶磁器工業製品製造	圧力鋳込み成形	工業製品製造業(陶磁器製品製造)									
	パッド印刷										
自動車整備	自動車整備	自動車整備									
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング									
介護	介護	介護									
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ										
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	工業製品製造業(コンクリート製品製造	造)								
宿泊	接客・衛生管理	宿泊									
RPF製造	RPF製造	工業製品製造業(RPF製造)									
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	鉄道(軌道整備)									
	成形加工										
一、 / 集 口集)生	押出し加工										
ゴム製品製造	混練り圧延加工										
	複合積層加工										
	走行装置検修 解ぎ装	(大) (古									
鉄道車両整備	空気装置検修 解ぎ装	——鉄道(車両整備) 									
木材加工	機械製材	木材産業(製材業、合板製造業などに係	系る木材の加工工程及びそ	その附帯作業等)							

4.受入れ要件 まとめ



登録支援機関

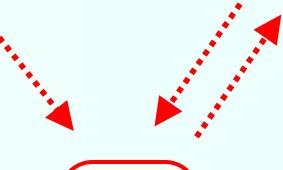
特定技能所属機関







1号特定技能外国人支援 計画に関する基準





特定技能1号外国人の 基準 特定技能所属機関に 関する基準



特定技能雇用契約に 関する基準

登録支援機関

特定技能所属機関





特定技能所属機関に関する基準



1号特定技能外国人支援 計画に関する基準



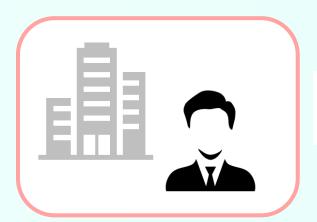
特定技能1号外国人の 基準

- (1)年齡基準
- (2) 健康状態が良好であること
- (3)技能水準
- (4) 日本語能力水準
- (5) 出入国管理上の支障がないこと
- (6) 在留期間が通算して5年に達していないこと
- (7) 保証金・違約金契約の禁止
- (8) 費用負担に係る合意
- (9) 本国で「特定技能」の活動に関して 必要な手続を行っていること
- (10) 分野の特性に応じた基準に適合すること

登録支援機関

特定技能所属機関

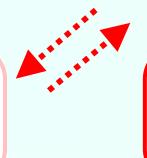




特定技能所属機関に関する基準









特定技能雇用契約に関する基準

- (1) 雇用関係に関する事項
- ア 相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事させること
- イ 同一の業務に従事する通常の労働者と所定労働時間が同等であること
- ウ 同等の業務に従事する日本人の報酬の額と同等以上であること
- エ 一時帰国休暇の取得
- オ 派遣先が定まっていること
- カ 分野の特性に応じた基準
- (2)適正な在留に資するために必要な事項
- ア 帰国担保措置を講じていること
- イ 特定技能外国人の健康状況その他の生活状況の把握のための措置
- ウ 分野の特性に応じた基準

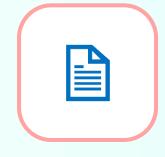
登録支援機関

- (1) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準
- ア 労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守
- イ 非自発的離職者を発生させていないこと
- ウ 行方不明者の発生
- 工 欠格事由
- オ 活動状況に関する帳簿の備え付け
- 力 保証金関係
- キ 支援に要した費用を特定技能外国人に負担させないこととしていること
- ク派遣元及び派遣先基準
- ケ 労働者炎害補償保険に係る保険関係の成立のための措置を講じていること
- コ 特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有していること
- サ 特定技能外国人の報酬を指定する銀行口座等へ振り込むこととしていること
- シ 分野の特性に応じた基準
- (2) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの
- ア 支援を適正に実施するための実績に関する基準
- イ 1号特定技能外国人が十分に理解できる言語により情報提供を行う体制を有していること
- ウ 支援状況に関する帳簿書類の作成・保存
- エ 支援責任者及び支援担当者が欠格事由に該当しないこと等
- オ 1号特定技能外国人支援計画を怠ったことがないこと
- カ 特定技能外国人及び監督をする立場にある者との定期的な面談の実施
- キ 分野の特性に応じた基準に適合すること

特定技能所属機関



特定技能所属機関に関する基準

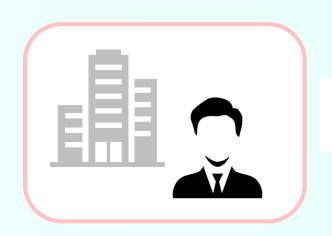


特定技能雇用契約に関する基準

登録支援機関

特定技能所属機関





特定技能所属機関に関する基準



1号特定技能外国人支援計画に関する基準

- (1) 職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容及び方法に係る記載
- ア 事前ガイダンスの提供
- イ 出入国する際の送迎
- ウ 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援
- エ 生活オリエンテーションの実施
- オ 日本語学習の機会の提供
- カ 相談又は苦情への対応
- キ 日本人との交流促進に係る支援
- ク 外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援
- ケ 定期的な面談の実施、行政機関への通報
- (2) 登録支援機関に係る記載
- (3) 第三者への委託に係る記載
- (4) 支援貫任者及び支援担当者に係る記載
- (5) 分野の特性に応じて求められる記載
- (6) 1号特定技能外国人支援計画を適切に実施することができること

四半期届出の必要書類や36協定など、

外国人雇用に関するマニュアルは

下記のユーザーマニュアルに掲載しております。

今回のレクチャーと合わせてご確認下さい。

CAM CAT USER MANUAL CAT・ユーザーマニュアル

動画レクチャー



サービス紹介Movie インフラ代 行プラン



video02

Video01

サービス紹介Movie

サービス紹介Movie

サービス紹介Movie

人材不足が深刻化する中、 特定技能制度は人材不足解消の要となる制度です。

運用開始から歴史も浅く、 変化の多い制度ではありますが、 上手く活用することで 雇用の活性化を図ることが可能です。 多様な人材が働ける環境を作っていきましょう。

引き続き潤滑な運用ができるよう、 ご協力の程、よろしくお願いいたします。